4 笠 監 第 10 号 令和4年12月16日

笠置町議会議長 大 倉 博 様

笠置町監査委員 仲北 悦雄

笠置町監査委員 坂本 英人

令和4年第4回12月笠置町議会定例会提出議案に対する意見聴取 について(回答)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 243 条の 2 第 2 項の規定に基づき、 令和 4 年 12 月 16 日付笠議第 62 号で照会のありました、令和 4 年第 4 回 12 月笠置町議会定例会提出「議案第 49 号 笠置町長等の損害賠償責任の一部免 責に関する条例制定の件」につきまして、別紙のとおり回答します。

議案第49号 笠置町長等の損害賠償責任の一部免責に関する 条例制定の件に関する意見

住民訴訟が行われた場合において、長等に重大な過失がない場合でも、損害の全額について責任を追及されたことから、地方自治法改正により一部損害賠償を免責することができることとなった。

本条例制定案は、長等は心理的負担を抱き、職務の執行における萎縮、政策 判断に対する過度の消極化、ことなかれ主義への傾斜が生じることを防止する 観点等を考慮したものである。

これはいわゆる軽過失による長等の責任は、一定の条件と手続きの基で条例 制定することによって軽減されることとなる。

よって本条例案は、本町職員が必要以上に心理的負担を受けずに職務を公正に執行することが可能となるよう制定しようとするものであり、必要である。

なお、この条例が制定されたのちも変わりなく緊張感をもつとともに、一部 免責条例の適用・運用に関する組織を設置し、協議、審議、調整等を行うこと を求める。

以上